

合併協議会だより 創刊号

平成15年3月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎229-3450 ● FAX229-3451

9市町村での津地区合併協議会が発足

去る1月17日の津地区合併協議会設立総会におきまして、法律に基づく正式な合併協議会である津地区合併協議会が発足しました。

構成市町村は9市町村（津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町および白山町）で、会長には近藤康雄津市長が、副会長には池田幸一久居市長、横山雅宏芸濃町長、鈴木一司香良洲町長がそれぞれ就任しました。これから合併に向けた本格的な協議が始まります。

また協議会では、このたび合併協議会だよりを創刊しました。今後の会議での協議内容や合併に関するさまざまな情報を、住民のみなさんにお知らせしていきたいと思ひます。



設立総会出席者のみなさん

創刊にあたって



津地区合併協議会
会長 近藤 康雄

平成15年が明けて間もない1月17日、津地区合併協議会の設立総会が開催されました。そして、この会議で津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町および白山町による津地区合併協議会が正式に発足しました。昨年2月に任意の合併問題協議会を設立して以来、約1年間にわたり協議を重ねてまいりましたが、昨年12月の市町村議会での議決を経て、このたびの設立の運びとなりました。住民のみなさんをはじめ、それぞれの市町村長・議員各位のご努力とご英断に心よりお礼申し上げます。

協議会を構成する市町村は、歴史的にもつながりが深く、日常生活が広域化した今日でも、県都圏域として政治、経済、文化などあらゆる面ですでに一体化し

た圏域といえます。今後は、西は布引の山並みから東は伊勢湾に至る500平方キロメートル余りの面積を擁し、安濃川・雲出川水系を中心とした緑豊かな地域に約28万の人々が暮らす新しい市として、平成17年1月スタートすることを目指してまいります。

9つの市町村による合併協議は全国的にも少なく、協議会での議論はいま、そして将来の地方行政の在り方として、1つの模範例となるものと思ひます。また、目指すべき新市は、市町村行政の姿としてこれまでの私たちの感覚とは違ったものになるかもしれません。

こうしたことから、今後具体的な項目につきまして協議会などを通じて十分に検討を重ねていかなければなりません。また、今回創刊しました合併協議会だよりを定例化して月1回発行し、同時に既設のホームページを充実させるなど、合併に関する情報を広く住民のみなさんに提供していきたいと思ひます。

一方、さまざまな機会を通じて、みなさんからのご意見、ご要望も伺ってまいりたいと考えています。

今後は9市町村が一丸となって、新しい県都、心の通う中枢都市を目指して取り組んでまいります。合併後の新市の未来がより輝かしいものとなりますように、各方面で活発なご議論をいただきながら、津地区合併協議会を実りあるものとするために努めてまいります。

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

設立総会での議事

1月17日に津市センターパレスホール（津センターパレス5階）で開催された津地区合併協議会設立総会での主な協議内容は次のとおりです。

◆ 報告事項 ◆

議 題	結 果
①津地区合併協議会規約について	①承 認（協議会規約を3ページに記載）
②津地区合併協議会幹事会規程について	②承 認
③津地区合併協議会事務局規程について	③承 認
④津地区合併協議会財務規程について	④承 認
⑤津地区合併協議会専門部会及び分科会に関する要綱について	⑤承 認
⑥津地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いに関する協定書について	⑥承 認
⑦津地区合併協議会スケジュールについて	⑦承 認
⑧津地区合併協議会における協定項目について	⑧承 認

◆ 協議事項 ◆

議 題	結 果
①津地区合併協議会会議運営規程の制定について	①原案可決
②津地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について	②原案可決
③平成14年度津地区合併協議会事業計画について	③原案可決
④平成14年度津地区合併協議会予算について	④原案可決
⑤津地区合併協議会の監査委員の選任について	⑤原案可決
⑥現金保管金融機関の指定について	⑥原案可決

法律に基づく 合併協議会とは

合併協議会は、地方自治法第252条の2および市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第3条第1項の規定に基づき設置される協議会で、ここでは合併をすることの是非を含めて合併に関するあらゆる事項の協議が行われます。

今後合併特例法の財政措置を受けるために、基礎となる新市建設計画を作成しますが、計画の策定には法定の合併協議会での協議が必要となります。

これまでの合併問題協議会は、法律に基づかない任意のものでしたが、今回の法定による津地区合併協議会が発足したことにより、構成市町村による合併協議は大きく前進したことになります。

津地区合併協議会委員

役 職	市町村名	職 名	氏 名
会 長	津 市	市 長	近 藤 康 雄
副 会 長	久 居 市	市 長	池 田 幸 一
	芸 濃 町	町 長	横 山 雅 宏
	香 良 洲 町	町 長	鈴 木 一 司

市町村名など	職 名	氏 名
津 市	議 長	梅 崎 保 昭
久 居 市	議 長	八 太 正 年
河 芸 町	町 長	後 藤 輝 人
	市町村合併調査特別委員会委員長	石 井 健 二
芸 濃 町	市町村合併調査特別委員会委員長	柴 田 春 生
美 里 村	村 長	黒 川 和 義
	市町村合併調査特別委員会委員長	永 田 正 正
安 濃 町	町 長	海 野 武 司
	議 長	淺 生 吉 平
香 良 洲 町	市町村合併調査特別委員会委員長	藤 川 啓 志
一 志 町	町 長	前 山 禮 三
	議 長	金 児 正 巳
白 山 町	町 長	岡 本 知 順
	市町村合併特別委員会委員長	西 森 正 美
学識経験者	三重県津地方県民局長	陣 田 幸 治
	三重大学人文学部長	渡 邊 梯 爾
	津商工会議所常議員	鈴 木 秀 昭
	久居商工会議所女性部会長	織 田 深 雪
	元まちづくり基本構想策定委員会委員	木 下 美 佐 子

津地区合併協議会幹事会

市町村名など	職 名	氏 名
津 市	助 役	◎ 高 橋 広 幸
	市長公室市町村合併担当理事	米 澤 和 郎
久 居 市	助 役	○ 野 口 勝 美
	総務部市町村合併担当参事	山 出 久 春
河 芸 町	収 入 役	杉 野 哲 生
	総務企画部長	岡 昭 夫
芸 濃 町	収 入 役	長 尾 光 秀
	総務課長	横 山 和 俊
美 里 村	収 入 役	増 井 克 己
	総務課長	岩 名 克 義
安 濃 町	助 役	柳 本 浩 二
	総務課長	荒 木 優
香 良 洲 町	助 役	土 性 広 治
	総務課長	倉 田 博 美
一 志 町	助 役	中 野 栄 一
	総務課長	松 井 博 保
白 山 町	助 役	植 村 仁
	まちづくり政策課長	岡 田 一 二 三
三重県津地方県民局	地域計画・防災チームマネージャー	浜 中 洋 行
	地域計画・防災チーム主査	三 宅 恒 之

◎ 幹事長
○ 副幹事長

津地区合併協議会監査委員

	市町村名	氏 名
識見を有する者	安 濃 町	塚 澤 正
議会議員より選任された者	白 山 町	武 田 良 二

津地区合併協議会規約

法定協議会設立の根拠となる、9市町村による津地区合併協議会規約は次のとおり定められました。

【設 置】

第1条 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町及び白山町（以下「9市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

【名 称】

第2条 合併協議会の名称は、津地区合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

【事 務】

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 9市町村の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成に関すること。
- (3) その他9市町村の合併に係る必要な事項に関すること。

【事務所の位置】

第4条 協議会は、事務所を津市西丸之内23番1号の津リージョンプラザ内に置く。

【組 織】

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

【会長及び副会長】

第6条 会長及び副会長は、9市町村の長が協議して、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者のうちからこれらを選任する。

- 2 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

【委 員】

第7条 委員には、次に掲げる者（会長及び副会長の職にある者を除く。）をもって充てる。

- (1) 9市町村の長
 - (2) 9市町村の議会においてその議員のうちから互選される者 9人以内
 - (3) 9市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 5人以内
- 2 委員は、非常勤とする。

【会 議】

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

【会議の運営】

第9条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる者については、あらかじめその指名した者が代わって会議に出席することができる。

- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

【幹事会】

第10条 協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【事務局】

第11条 協議会の事務を処理するた

め、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、9市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【経 費】

第12条 協議会に要する経費は、9市町村の長が協議の上、9市町村が負担する。

【監 査】

第13条 協議会の出納の監査は、会長が9市町村の監査委員のうちから会議に諮って定め、委嘱した者2人がこれを行う。

- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

【財務に関する事項】

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【報酬及び費用弁償】

第15条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って定める。

【協議会解散の場合の措置】

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

【委 任】

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

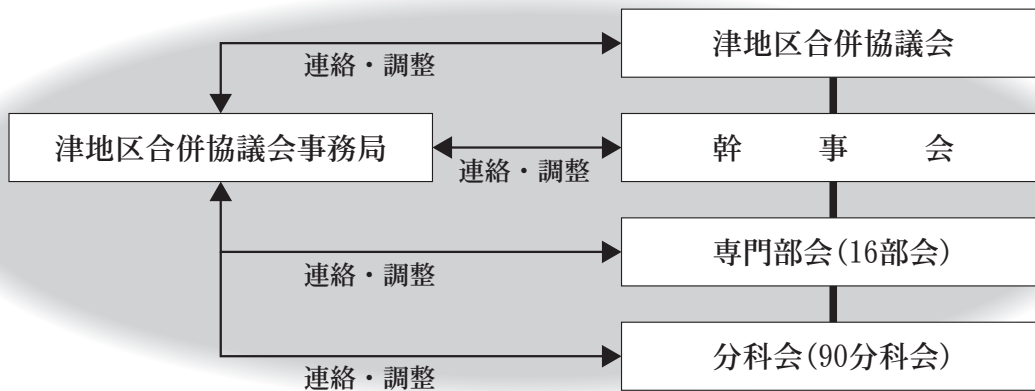
合併協定項目

津地区合併協議会では、津地区合併協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な次の項目（合併協定項目）について協議を行います。

そして、その結果を合併協定書としてとりまとめることとなります。

- ◇合併の方式
- ◇合併の期日
- ◇新市の名称
- ◇新市の事務所の位置
- ◇財産の取扱い
- ◇議会の議員の定数及び任期の取扱い
- ◇農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ◇地方税の取扱い
- ◇地域審議会の取扱い
- ◇一般職の職員の身分の取扱い
- ◇特別職の職員の身分の取扱い
- ◇条例、規則等の取扱い
- ◇事務組織及び機構の取扱い
- ◇一部事務組合等の取扱い
- ◇使用料、手数料等の取扱い
- ◇公共的団体等の取扱い
- ◇附属機関の取扱い
- ◇補助金、交付金等の取扱い
- ◇町、字の区域及び名称の取扱い
- ◇慣行の取扱い
- ◇国民健康保険事業の取扱い
- ◇介護保険事業の取扱い
- ◇消防団の取扱い
- ◇自治会等の取扱い
- ◇各種事務事業の取扱い
- ◇新市建設計画

津地区合併協議会組織体系図



市町村合併に関する ご意見をお寄せください

津地区合併協議会では、市町村合併に関する住民のみなさんのお考えを聞かせていただきながら、今後の協議などに役立てたいと思います。

みなさんのご意見やご要望をお寄せください。

津地区合併協議会に参加している市町村の合併担当窓口は次のとおりです。

津地区合併協議会事務局
(津リージョンプラザ 3階)

☎ 229-3450 / FAX 229-3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

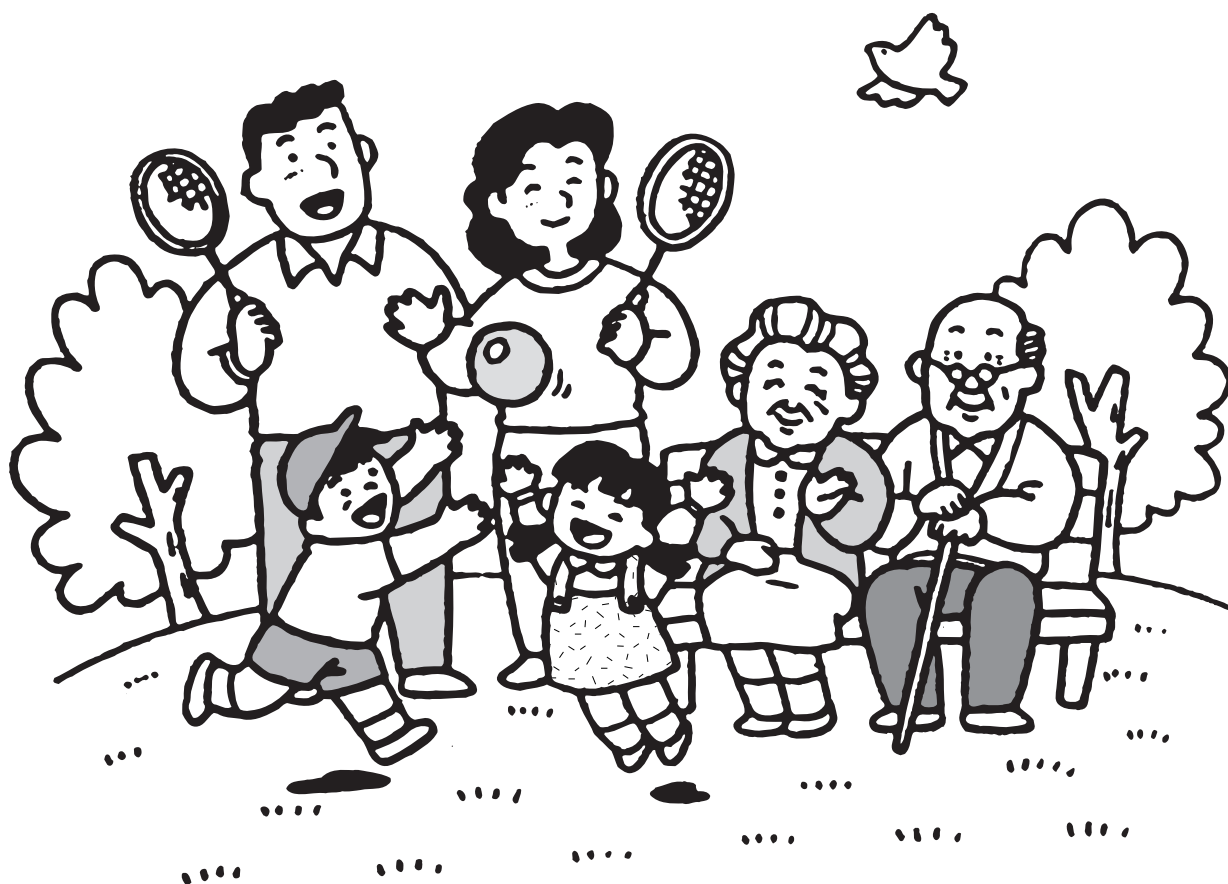
ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp/>

各市町村の合併担当窓口	電話番号	FAX番号	E-Mailアドレス
津市政策課	229-3127	229-3330	seisakuka@city.tsu.mie.jp
久居市企画課	255-3110(代)	256-7666	hisai.kikaku@city.hisai.mie.jp
河芸町企画情報課	244-1701	245-0004	kawage@zvtv.ne.jp
芸濃町総務課	265-3111(代)	265-3119	geino@town.geino.mie.jp
美里村総務課	279-8111	279-8125	misato00@zvtv.ne.jp
安濃町総務課	268-5511	268-3357	townano@town.ano.mie.jp
香良洲町総務課	292-4300	292-2364	karasu.soumu@zvtv.ne.jp
一志町総務課	293-3000	293-5544	ichishi-soumu@zvtv.ne.jp
白山町まちづくり政策課	262-7012	264-1000	h-mati@zvtv.ne.jp

まちづくり基本構想の概要

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意の協議会）に対して、公募で選ばれた住民および学識経験者で構成されるまちづくり基本構想策定委員会で検討し、提言されたまちづくり基本構想の概要をご紹介します。

津地区合併協議会では、この構想を基礎とし、今後の新市建設計画の策定に取り組んでいきます。



1 目的は

まちづくり基本構想は、合併による新市のまちづくりのビジョン（構想）で、合併後の新市のあり方を住民のみなさんにお示しするものです。

新たに設立された法定の津地区合併協議会で、今後検討される新市の具体的な事業を盛り込む新市建設計画の基礎となるものです。

2 目標とする期間は

激しく変動する政治・社会・経済情勢を踏まえ、建設計画が5年から

10年程度となっていることから、まちづくり基本構想の目標とする期間は、10年としています。

3 基本理念は

津地区合併協議会を構成する市町村の圏域は、日本と三重県の真ん中に位置しています。

豊かな自然、温暖な気候に恵まれ、県都であることから、教育、医療、文化などの施設にも恵まれ、多くの住民が健康で心豊かに静かな環境で暮らしている地域です。

この環境を将来も守っていき、さらに充実させるために、この圏域の

市町村が合併を行い、自立し、責任ある住民が参画したハート（心と中心部）あふれるまちづくりを進めていきます。

すなわち、この圏域の自立した住民自らが、智恵と勇気と情感をもって、お互いが心を通わせ、合併後の新しいまちを主体的に創造していくなかで、「心」から生み出される福祉・安心・安全、人権、人づくり、文化、環境、情報、交流・対話、産業・労働を大切にしていきます。

さらには「ハート」の「中心部」の意味する、この圏域の日本と三重県の真ん中に位置する利点を十分に活かした三重の県都・中枢都市になることを目指します。

4 まちづくりの 基本的な考え方は

この圏域は、共通の歴史・文化・豊かな自然を有し、通勤、通学、通院、買物などの生活圏として、また、ごみや消防などの業務を共通で行う広域行政圏としても一体感のある地域です。住民相互の心が通い合い、住民の個性、地域の特性、伝統、文化などの個性が輝き、それぞれの住民、地域がお互いにその個性を尊重して、共有のものと認識し、地域同士の活発な交流が行われる、新市が一体となったまちづくりを進めていきます。



5 まちづくりの あり方は

まちづくりの基本理念のもと、自立した責任ある住民自らが主役となり、行政、NPO、企業などとの連携を図りながら、住民の能力・感性や地域の個性を活かしたまちづくりを住民参画により行う、手づくりのまちづくりを進めていきます。

また、行政は、次の点などに留意し、まちづくりを進めていきます。

- 安定した財政基盤の確立
- 積極的な情報公開および情報提供
- 新市の中央部と周辺部で格差を生じさせないこと
- 地域住民の声のきめ細かく、迅速、公平な把握
- 住民が自覚・自立して責任をもち、まちづくりに取り組むことができる住民自治システムの構築
- 職員の専門能力、政策立案能力の向上
- 施策効果の的確な評価

6 まちづくりの 基本的な方向は

住民、地域、NPO、企業、行政などが協働・連携しながら、次の8つの基本的な方向に沿って、合併後の新しいまちづくりを進めていきます。

①福祉・安心・安全のまちづくり

- 福祉、保健、医療などのサービスの向上と安定的な提供
- 災害の発生などを防止するための安心・安全のまちづくり

②人権に配慮したまちづくり

- 住民だれもが、物理的・社会的・心理的差別のない人権に配慮したバリアフリーのまちづくりと男女が共同して社会参画できる環境の整備

③人づくり・教育先進市を目指すまちづくり

- 豊かな自然、地域に暮らす人々、特色ある文化・歴史、良書などに触れ、豊かな心を育む教育の推進
- 新市の高等教育機関との連携による人材育成
- 国際化や情報化などに対応した、創造性豊かで、たくましく未来を開拓できる人材、世界に誇れる人材の育成

④文化を育むまちづくり

- 機能分担による文化施設の個性化、地域の伝統芸能の保存などにより、文化の香り高い、潤いのある生活を送るための文化・レクリエーションの振興

⑤環境に配慮したまちづくり

- 新市の圏域が一体となった豊かな自然の保全
- 自然と調和した循環型社会づくりのための生活環境の保全、省エネルギーと新エネルギー利用の促進、

- ごみの減量化とリサイクルの推進
- 住民の快適な生活を実現するための公園、下水道などの環境基盤の整備

- 景観に配慮したまちづくり

⑥情報感度の高いまちづくり

- 既存の情報ネットワークの活用も視野に入れた、各種サービスの情報化の推進

⑦地域内の交流・対話を大切に するまちづくり

- 各地域間の活発な交流を促進するための、交通アクセス、交流・対話の核となる拠点づくりと各地域を循環する交通基盤の整備
- 住民の一体感を高めるための交流・対話の機会の創出
- 地域で生活している外国人、他国との交流促進

⑧皆が生き生きと働けるまちづくり

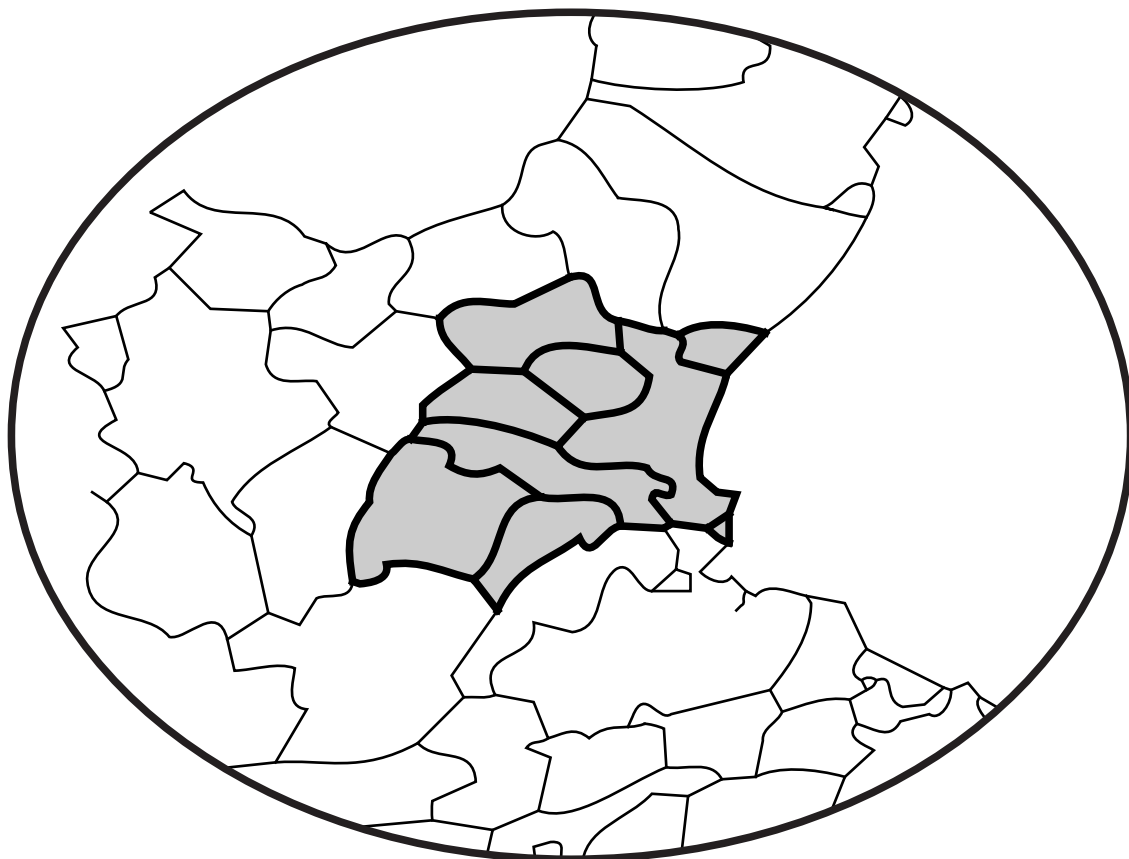
- 地域の特色、資源、人材を活かした、多くの人が地域に定着できる活力あるまちづくりのための雇用の確保と創出
- 後継者不足産業などの労働力確保のための高齢者・女性などの人材活用環境の整備
- 新市の高等教育機関との連携による環境、福祉、健康、教育など住民に密着した産業の振興と情報、医療、バイオ、新素材、新エネルギー開発などの知識集約産業の誘致



まちづくりの基本理念図

ハートあふれるまちづくり

～日本のまん中、三重の県都、心の通う中枢都市～



心の安らぎを図る「福祉・安心・安全」

人の心を大切にする「人権」

人材を育て、社会に送り出す「人づくり」

心の豊かな「文化」

人と自然にやさしい「環境」

人と世界を結ぶ「情報」

心と心がふれあう「交流・対話」

活力の源「産業・労働」

津地区合併協議会の設立までの流れ

今回の法律に基づく津地区合併協議会の設立に至るこれまでの主な経緯は、次のとおりです。

【平成13年】

- 9月5日 津市長が久居市、安芸郡、一志郡の11市町村と共に合併問題協議会（任意）を設立する考えを表明
- 10月9日 津市長、久居市長、芸濃町長（安芸郡町村会長）、嬉野町長（一志郡町村会長）、津地方県民局長の5者が会談し、合併問題協議会（任意）の設立準備会を開催することで合意
- 11月12日 第1回合併問題協議会設立準備会を開催
- 12月27日 第2回合併問題協議会設立準備会が開催され、平成14年2月中旬に合併問題協議会（任意）を設立することで合意

【平成14年】

- 2月13日 合併問題協議会設立総会が開催され、9市町村（津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町）で合併問題協議会（任意）を設立
- 3月28日 第1回合併問題協議会を開催（以後延べ9回開催）
- 4月1日 合併問題協議会事務局を設置（津リージョンプラザ3階）
- 22日 第2回合併問題協議会で嬉野町、美杉村の参加を承認し11市町村となる
- 25日 県の合併重点支援地域に指定
- 26日 第1回合併問題協議会幹事会を開催（以後延べ10回開催）
- 5月16日 まちづくり基本構想策定委員会委員の公募を開始（～6月14日）
- 6月1日 合併問題協議会だよりを創刊（発行部数11万7,000部・構成市町村の全戸に配布）
- 7月5日 まちづくり基本構想策定委員会公募委員を決定（30人）
- 15日 第1回まちづくり基本構想策定委員会を開催（以後延べ7回開催）
- 30日 まちづくり基本構想策定に係るアンケートを送付（5,000件）
- 8月1日 合併問題協議会だより第2号を発行、ホームページを開設
- 21日 市町村合併シンポジウムを開催（津リージョンプラザお城ホール）
- 10月1日 合併問題協議会だより第3号を発行
- 5日 構成市町村住民説明会を開始（～11月8日）
- 11月5日 第8回合併問題協議会で法定協議会への参加意思の確認がなされ、嬉野町、美杉村を除く9市町村が参加を表明
- 12月1日 合併問題協議会だより第4号を発行
- 13日 まちづくり基本構想策定委員会委員長から合併問題協議会会長にまちづくり基本構想（案）を提言
- 26日 津地区合併協議会設立準備会を開催

【平成15年】

- 1月1日 法定協議会設置を定めた津地区合併協議会規約が施行
- 6日 津地区合併協議会事務局を設置（津リージョンプラザ3階）
- 8日 美杉村が津地区合併協議会への参加を要請
- 9日 第1回津地区合併協議会幹事会を開催
- 17日 津地区合併協議会設立総会が開催され、津地区合併協議会が正式に発足